

佐賀労働局発表
令和5年3月23日（木）

【照会先】
佐賀労働局職業安定部
部長 三宅 秀朋
課長 山田 敏彦
電話 0952-32-7216

佐賀市と佐賀労働局が「雇用対策協定」を締結します

佐賀市（市長 坂井 英隆）と佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、連携・協力の内容などを定めた「佐賀市雇用対策協定」を締結し、佐賀市の雇用対策と就労支援の強化を図ることとしており、下記のとおり協定締結式を開催します。

記

- 1 日 時 令和5年3月29日（水） 10時00分～10時30分
- 2 会 場 佐賀市役所本庁2階 庁議室
- 3 出席者 坂井佐賀市長、重河労働局長
- 4 概 要 協定書への署名・交換、佐賀市長、佐賀労働局長の挨拶
- 5 「雇用対策協定」について
雇用対策協定とは国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、労働局長と地方公共団体の首長が締結する協定のことです（詳細は別添をご参照ください）

雇用対策協定とは

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第31条に基づき、地方自治体の長と労働局長が締結する協定。

締結状況
計256団体(47都道府県189市19町1村)が締結
※令和5年3月1日時点

国と地方公共団体が地域の課題に一丸となって対応

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う「国(労働局・ハローワーク)と、地域の实情に応じた各種対策を行う地方公共団体(都道府県・市区町村)が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために雇用対策協定を締結しています。



○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）（抄）

第10章 国と地方公共団体との連携等
(国と地方公共団体との連携)

第31条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）（抄）

(協定の締結等)

第13条の2 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

目的と効果

○目的

「地域経済の持続的発展を支える人材の確保・育成」、「性別、国籍、年齢、障がい者等の多様性を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境整備・職業の安定」を図るため、総合的な雇用対策に密に連携して取り組むことを目的とする。

○効果

これまで構築してきた連携基盤を強化・発展させるため、現在の連携の進捗状況について確認を行い、さらに連携できる取組がないか継続的に検討することで、住民サービスの向上が期待できる。

共同で取り組む内容（希望するすべての人が活躍するための各種取組）

<p>①活力ある産業の振興を支える人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致企業、スタートアップ企業などへの人材の確保・育成支援と求職者に対する能力開発による人づくりの支援 ・企業説明会、面談会等を開催するなど、新卒者、若者、就職氷河期世代等の若年層の就職支援 ・各種支援策の情報を共有し、IT系人材及び人材不足業界等における人材の確保・育成に関する支援の強化を図る
<p>②共生社会を目指す障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ともに生き ともにかがやくまち さが」を基本理念とする「佐賀市障がい者プラン」を踏まえ、関係機関がチームで障がい者の就職・就労支援及び生活支援等を行い、障がい者の生活の安定を図る
<p>③高齢者が安心して暮らせる福祉の充実と就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯現役社会」実現のための65歳以上への定年の引き上げや66歳以上への継続雇用延長に向けた周知・啓発 ・シルバー人材センターとハローワーク佐賀が連携し、高年齢者を対象とした就職支援セミナー・ミニ面談会の開催による早期再就職支援
<p>④自立を支える生活困窮者等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う福祉サービスと労働局が実施する職業紹介・就労支援の一体的な実施による生活困窮者等の円滑な自立支援
<p>⑤安心して子育てできる環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしながら働くことを希望する女性等が安心して活躍できるよう、働きやすい職場環境を提供する企業情報や保育情報の提供等の実施による就職支援
<p>⑥女性の活躍推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現し、その力を十分に発揮して輝くことができるよう、企業へ向けて啓発などの取組を進める
<p>⑦多文化共生の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人をはじめとする外国人労働者が安心して就労・生活できるよう、適切な雇用管理の改善・環境整備、就労の確保等に関する啓発、支援を実施